

基本理念：一人ひとりの個性が尊重され
みんながともに支えあう 共生社会の実現

◆第3期栗東市障がい者基本計画・第6期栗東市障がい福祉計画概要

国の動向

国においては、障害者権利条約の締結・批准や、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の施行等が行われました。

平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきているといえます。

計画策定の趣旨

本市では、平成27年に障害者基本法に基づく「第2期栗東市障がい者基本計画」、平成30年に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第5期栗東市障がい福祉計画（含 第1期障がい児福祉計画）」を策定し、障がいの有無に関わらず、すべての市民が支え合い・助け合いながら生活できる共生社会の実現を目指し、障がいのある人が慣れ親しんだ地域で自分らしく暮らすための様々な施策や福祉サービスの充実に取り組んできました。

これらの計画は相互に密接な関係があること、共生社会の実現に向けて障がい福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、この3つの計画が終了となる令和3年度からは3つの計画を一体的に策定するものとします。

(1) 計画の法的根拠

① 第3期障がい者基本計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画で、市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

② 第6期障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障がい福祉計画で、計画期間各年度の障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

③ 第2期障がい児福祉計画

(障がい福祉計画に含んで策定)

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障がい児福祉計画で、計画期間各年度の障がい児通所支援及び障がい児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

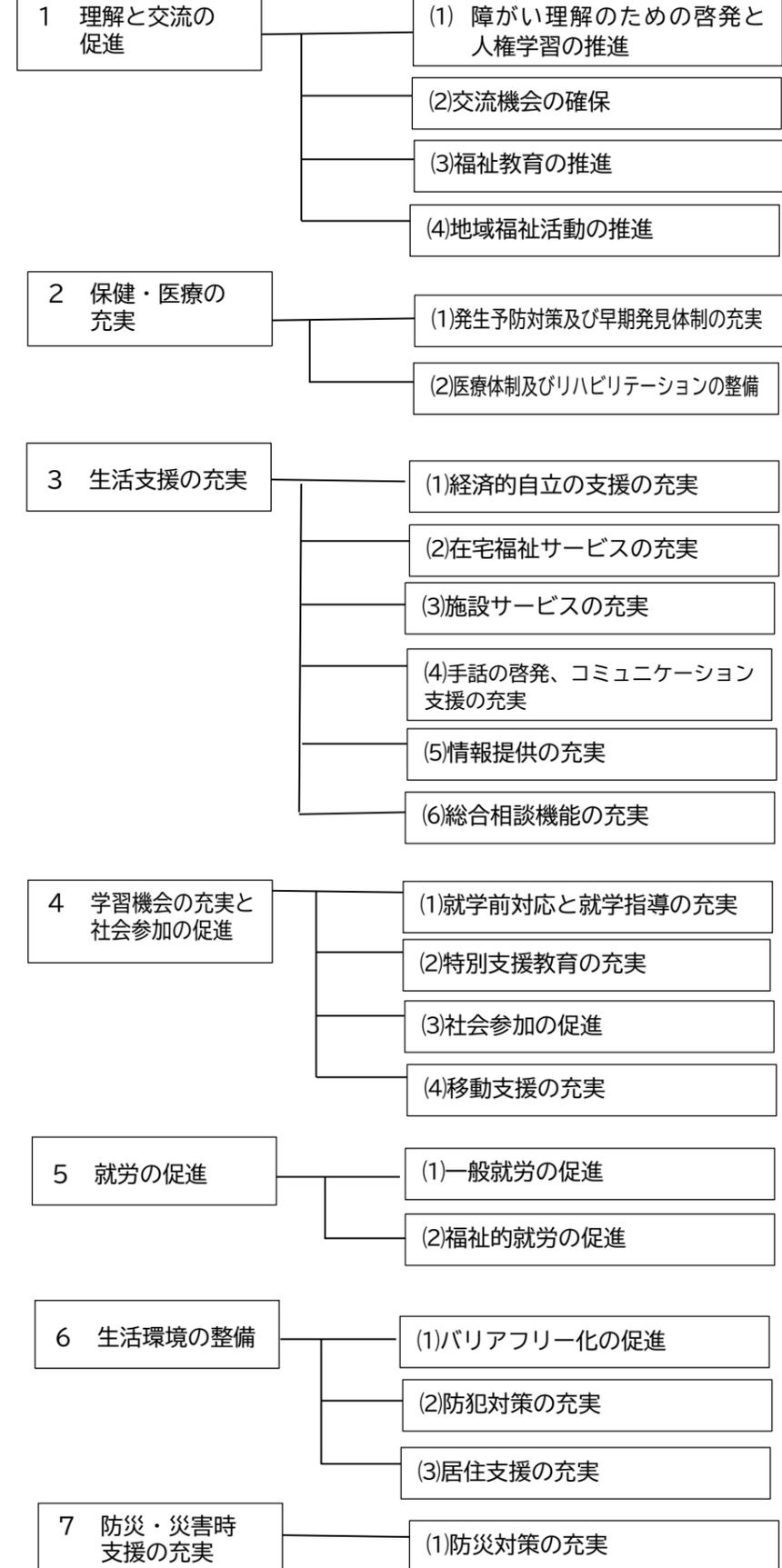
(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画となる栗東市総合計画をはじめ、栗東市地域福祉計画、栗東市高齢者福祉計画、栗東市子ども・子育て支援事業計画、健康リットウ21、輝く未来計画、栗東市就労支援計画などの関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人が生きがいを実感できる

ライフサイクルや状態の変化に合わせて、一貫して切れ目なく支援する



計画策定の進捗状況と今後のスケジュールについて

6月22日	第1回	計画策定委員会	※書面協議
10月5日	第2回	計画策定委員会	アンケート、ヒアリング結果、骨子案
11月16日	第3回	計画策定委員会	素案
12月～1月		パブリックコメント実施	
2月1日	第4回	計画策定委員会	最終案
3月		市議会で報告	